

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年6月5日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	姫路市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212077/_39257.html

執行機関名 姫路市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	姫路市立高等学校授業料等徴収条例(昭和25年姫路市条例第11号)による授業料等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 教育委員会の項 姫路市立高等学校授業料等徴収条例(昭和25年姫路市条例第11号)による授業料等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	姫路市立高等学校授業料等徴収条例(昭和25年姫路市条例第11号)第5条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第5条 教育委員会は、 <u>特別の事情があると認めたと者</u> に対して、授業料、入学考査料及び入学金を減免し、又はその徴収期限を延長することができる。
⑦独自利用事務の関連規範		姫路市立高等学校授業料等徴収条例(昭和25年姫路市条例第11号) 姫路市立高等学校授業料等徴収条例施行規則(昭和44年教委規則第15号)